2　法第三十三条の六第二項第四号（法第三十三条の十第二項において準用する場合を含む。）の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、登録の申請の際現に占有している特別特定器官等の重量（製品又は製品として製造する過程のもの（以下「製品等」という。）にあっては、数量。第十六条第七号並びに第十八条第一号イ及び第二号ロ並びに第二十六条第五号において同じ。）及び主な特徴とする。

（登録申請書の添付書類等）

第十二条　法第三十三条の六第三項（法第三十三条の十第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める原材料器官等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「令」という。）別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものとする。

2　法第三十三条の六第三項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、申請者が登録の申請の際現に占有している全ての原材料器官等（前項に規定するものに限る。）について当該原材料器官等ごとにこれに係る登録票とともに撮影した写真及び当該登録票の写しとする。

3　環境大臣及び経済産業大臣（事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合にあっては、事業登録機関）は、申請者に対し、法第三十三条の六第二項の申請書、前項の書類及び当該申請者が法第三十三条の六第六項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

（特別国際種事業者の変更の届出等）

第十三条　法第三十三条の七第一項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　特別国際種事業者の登録の年月日

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

五　法第三十三条の六第四項に規定する登録番号（第十六条第五号、第十七条第一項第二号及び第二十六条第九号において「登録番号」という。）

六　変更した事項

七　変更の年月日

八　変更の理由

（特別国際種事業者登録簿の公表の方法）

第十四条　法第三十三条の八の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特別国際種事業者登録簿に係る公表事項）

第十五条　法第三十三条の八の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特別国際種事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

四　特別国際種事業者の登録の年月日及び登録の有効期間の満了の日

（新規）

（新規）

（新規）